

## 鳥取県告示第603号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び八頭総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成22年10月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 名称

本折地区急傾斜地崩壊危険区域

### 2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱7号を結んだ直線に囲まれた区域（昭和56年鳥取県告示第286号（急傾斜地崩壊危険区域の指定について）で指定した区域を除く。）

土 地	標 柱
八頭郡智頭町大字智頭字本折1434-12	1号
八頭郡智頭町大字智頭字尾鼻2571-1	2号
八頭郡智頭町大字智頭字堂仏下平2570-6	3号
八頭郡智頭町大字智頭字尾鼻2572-1	4号及び5号
八頭郡智頭町大字智頭字中縄手東1504-17	6号
八頭郡智頭町大字智頭字本折1434-19地先堤敷	7号